

主 文
本件各控訴を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人兩名の連帯負担とする。
理 由

本件各控訴の趣意は、被告人兩名の弁護士齋藤悠輔、被告人Aの弁護士秋山要および被告人Bの弁護士五井節蔵がそれぞれ差し出した控訴趣意書に記載されたとおりで、これに対する当裁判所の判断は以下に示すとおりである。

被告人秋山要の控訴趣意第一点および被告人五井節蔵の控訴趣意第一点の(A)について。

論旨は、要するに、被告人Bは原判示漁業協同組合の参事であるが、漁業協同組合の参事には水産業協同組合法第四六条によつて商法第三八条第一項・第三項の支配人に関する規定が準用され、その代理権に加えた制限をもつて善意の第三者に対抗することはできない結果、同人の作成した原判示約束手形はいずれも有効なものであるから、偽造とはいえず、Cの原判示手形作成行為も参事の代理としての行為であるから同じ理由によつて偽造罪を構成するものではない、というのである。そこで、まず一件記録および当審で念のため事実の取調をした結果を総合して、必要なかぎりにおいて本件の事実関係を確かめてみると、被告人Bは原判示神奈川県D協同組合の参事として正式に登録された職員で、同組合が組合員または准組合員のために振り出す融通手形の発行事務などを担当しており、原審相被告人Cは同組合の書記で、右の手形発行事務に関しては被告人Bの不在の場合に同人に代つてこれを担当していたこと、同組合が振り出す融通手形はつねに同組合長E名義で振り出され、その振出にあつては少なくとも同組合専務理事Fの決裁を必要とし、前記Cはもちろん被告人Bにしてもその一存で組合長振出名義の融通手形を作成することは許されていないかつたこと(被告人Bの当審での供述によると、組合長および専務理事が不在の際同被告人の判断で約束手形を発行したことが一、二度あるというが、これもものに承認を受けうることの確実な場合に限られ、しかも現に必ず事後承認をえたというのであるから、このことは同被告人にこの種の手形を独断で発行する権限があつたことを意味するものではない。)、そして、同組合の准組合員であつたG株式会社は経営状態が悪く、そのため同組合の融通手形を発行することを林専務理事が到底承認しない状態にあつたため、同会社の専務取締役であつた被告人Aらが被告人BおよびCに懇請した結果、被告人BおよびCはこれを承諾し、それぞれ同株式会社のため組合長または林専務理事の決裁・承認を受けず独断で原判示のように組合長振出名義の約束手形を作成して交付したことを認めるところである。

これに対し、論旨は、これらの約束手形はいずれも有効なものであるからその作成行為は偽造とはいえないと主張しているのに、まず順序として被告人Bの作成した本件約束手形について考えてみるのに、前記のように同被告人は一存で組合の約束手形を発行する権限は与えられていなかったのではあるか、論旨の指摘するとおり、水産業協同組合法第四六条によれば、漁業協同組合が参事を選任したときは参事には支配人に関する商法第三八条第一項・第三項の規定が準用され、この代理権に加えた制限をもつて善意の第三者に対抗することができないのであるから、同被告人の作成した組合長振出名義の原判示各約束手形も、あるいは善意の第三者との関係では私法上有効だと解する余地があるかもしれない、ことに、もしそれがかりに組合を代理する参事の資格で振り出されたものであつたとすれば、組合として善意の第三者に対抗することのできないものであることは疑いがないわけである。しかしながら、一方、刑法が文書または有価証券の偽造を犯罪として処罰している趣旨を考えてみると、文書または有価証券は社会生活特に経済取引にとつて不可欠のもので、それらはその作成の真正であることの信用を前提としてはじめてその意味を有するのであるが、もし真正に作成されたものでない文書もしくは有価証券が出現すれば、それ以外の文書または有価証券の作成の真正に対する一般世人の信頼もまた動揺するに至り、その結果それらが社会において営んでいる機能を害するおそれがあることがその処罰の理由だと考えられる。そして、その作成の真正とは、それらがその名義人自身またはその代理人、代表者その他これを作成する権限を有する者によつて作成されることをいうのであつて、そのことは、刑法の偽造罪に関する規定全般の趣旨からして明らかである。すなわち、これによれば、刑法は文書または有価証券が作成権限のある者によつて作られたということに対する一般の信用をその偽造罪の法益としていふと考へなければならぬ。さればこそ偽造か否かを

行為が偽造にあたらないとされたのは、そのような銀行名義の文書を作成する権限が現に与えられていたからだと考えられる。なお、未成年者の法定代理人が直接未成年者名を使用して約束手形を作成したのを有価証券偽造にあたるとした大審〈要旨第一〉院昭和七年五月五日判決（刑集一一巻五七八頁）参照）。いま、これを被告人Bの行為について考えてみる〈要旨第一〉と、なるほど同人は参事に選任された者であるから商法の支配人に関する規定が準用され、本来ならば組合に代つてその事業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有し、この権限の中には約束手形を振り出す権限も当然含まれているはずである。しかしながら、組合がその代理権に制限を加えることができることは商法第三八条第三項の規定からみて明らかで、現に被告人Bの場合は、前に述べたところから明らかなように、自分だけの一存で組合の融通手形を振り出すことは許されていなかつたのである。したがつて、被告人Bにはその参事としての代理権に大きな制限が加えられていたというべきで、融通手形の振出に関しては、直接組合長名義をもつてするものはもちろん、組合参事名義をもつてするものについても、一切その権限がなかつたものといわなければならない。なお、この点に関し、検察官は、被告人Bが組合長名義を直接使用した点を重視してその行為が偽造にあたることの根拠とし、もし同被告人が組合参事名義または組合名義で約束手形を作成したのであれば偽造罪を構成しないようにも論じている。これは、同被告人が組合参事として本来ならば一般的な代理権のあること、あるいは同人が代理人としてした行為が善意の第三者との関係で有効なるものとして取り扱われることに着目したものとと思われるが、これまで述べたところから明らかなとおり、問題の要点は同被告人に作成権限があつたかどうかにあるのであり、しかもその作成権限の有無は個別的・具体的に考えなければならないといふことだとすると、本件のように融通手形振出の権限が全然与えられていない場合には、被告人Bにはその名義のいかんを問わずこれを作成する権限はなく、かりに組合参事Bの名義をもつてしたとしても、やはり刑法上は偽造にあたることをえないのである。

かくして、以上説明したことの帰結としては、被告人Bには原判示各約束手形を作成する権限はなく、したがつてこれを作成した原判示各所為は刑法上の偽造にあたるということになり、いわんや前記のように被告人Bの事務を時として補助代行する地位にあつたにすぎない原審相被告人Cの原判示各約束手形作成行為が偽造にあたることは当然だということになるから、これらを偽造だとした原判決にはなんらその点で理由不備も法令の適用の誤りもなく、論旨は採用することができない。

弁護人秋山要の控訴趣意第二点について。

論旨は、原判決が前記のように偽造約束手形によつて現金を騙取したのちに別の偽造約束手形を交付して前の約束手形の支払を延期させたのを前の騙取罪とは別に刑法第二四六条第二項の不法利得罪にあたるとしたのは罪とならない事実を有罪とした違法があるとし、その理由として、前の約束手形が偽造手形だとすればその振出は無効であり、手形所持人はいつでも裏書人に対し求償権を行使することができるわけであるから、支払期日の延期による利益なるものはありえず、その延期を承諾させても、なんら新たな利益も損害も生じないから、不法利得罪は成立しないと主張するのである。

しかしながら、刑法第二四六条第二項にいう「財産上ノ利益」は、法によつて認められた権利ばかりでなく、事実上の経済的利益をも包含するものと解しなければならない。そのことは、同条第一項が財物の交付を受けることすなわち財物に対する事実上の支配を取得することによつて詐欺罪が成立するとしていることと対〈要旨第二〉応するのである。ところで、原判示各約束手形は刑法上偽造されたものと解すべきことは前に説明したとおり〈要旨第二〉であるが、刑法上の偽造と手形法上の偽造とはその範囲が必ずしも一致するとは限らず、したがつて原判示各手形の振出行為の効力については別に検討を要するところであるし、そのことを別としても、本件においては当該約束手形に代えて新たな約束手形を差し入れ、その支払期日を延ばすことについて、G株式会社としては少なくとも経済上大きな利益を有していたとみななければならない。すなわち、原判示各約束手形は原判示漁業組合を振出人として作成されたものであるが、これらはすべてG株式会社に金融を得させるための融通手形で、満期となれば当然同会社がその支払の責任を負担すべきものであり、現に同会社の責任において事実上その決済を行ないつつあつたものである。もし同会社がこれを怠れば、組合幹部に内密に行なつていたこれらの手形による金融の操作が直ちに発覚し、同会社に経済上の破局を来たすことは火を見るよりも明らかな状態にあつたのであるから、同会社としては、原判示各約束手形の支払の時期が延

長されることに至大の利益を有していたものである。それゆえ、これらの約束手形の振出が手形法上有効であるかどうかにかかわらず、その支払いが延期されたことはG株式会社にとってまさに刑法第二四六条第二項にいう「財産上ノ利益」にほかならず、この利益はもとの約束手形の割引による現金取得の利益とはまた別個のもので、しかも別個の新たな欺罔行為に基づくものであるから、原判決がこれを得た行為を同条項に該当するものとしたのはまことに正当で、論旨は理由がない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 新関勝芳 判事 中野次雄 判事 伊東正七郎)